

2024年度 須坂市 利用者負担(保育料)表

■ 2・3号認定（保育所等を利用している0歳児から2歳児クラスのお子さん）

0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料は、保護者の市町村民税所得割額などによって決定します。

（3歳の誕生日に3号認定から2号認定に切り替わりますが、2歳児クラスの間(満3歳になった後の3月末まで)は保育料を徴収いたします。）

国 基 準	入所児童の属する世帯の階層		保育料（月額） 単位：円								
	階層 区分	定 義	2・3号認定（0歳児から2歳児クラスのお子さん）								
			保育短時間			保育標準時間					
			基準額	1人目	2人目	3人目	基準額	1人目	2人目	3人目	
1	1	生活保護法世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	3	48,600円未満	12,500	6,250	0	0	16,000	8,000	0	0	
4	4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円以上 57,700円未満	18,000	9,000	0	0	21,500	10,750	0	0
			57,700円以上 64,000円未満	18,000	18,000	9,000	0	21,500	21,500	10,750	0
			64,000円以上 97,000円未満	26,000	26,000	13,000	0	29,500	29,500	14,750	0
5	6	97,000円以上 132,000円未満	37,000	37,000	18,500	0	40,500	40,500	20,250	0	
	7	132,000円以上 169,000円未満	39,500	39,500	19,750	0	43,000	43,000	21,500	0	
6	8	169,000円以上 227,000円未満	48,000	48,000	24,000	0	51,500	51,500	25,750	0	
	9	227,000円以上 301,000円未満	49,500	49,500	24,750	0	53,000	53,000	26,500	0	
7	10	301,000円以上 397,000円未満	52,000	52,000	26,000	0	55,500	55,500	27,750	0	
8	11	397,000円以上	54,000	54,000	27,000	0	57,500	57,500	28,750	0	

【低所得世帯、多子世帯の軽減】

①市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（1階層から4階層の一部）の方
 最年長のお子さん（特定教育・保育施設等の同時利用に関わらず、生計を同一にしているお子さん）から順に1人目は半額、2人目以降については無料。

②市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯（4階層の一部から11階層）の方
 最年長のお子さん（特定教育・保育施設等の同時利用に関わらず、生計を同一にしているお子さん）から順に2人目は半額、3人目以降については無料。

ひとり親世帯等の保育料

国 基 準	入所児童の属する世帯の階層		保育料（月額） 単位：円								
	階層 区分	定 義	2・3号認定（0歳児から2歳児クラスのお子さん）								
			保育短時間			保育標準時間					
			基準額	1人目	2人目	3人目	基準額	1人目	2人目	3人目	
1	1	生活保護法世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	3	所得割課税額	48,600円未満	12,500	4,500	0	0	16,000	6,250	0	0
4	4	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円以上 64,000円未満	18,000	4,500	0	0	21,500	6,250	0	0
	5の一部		64,000円以上 77,100円以下	26,000	4,500	0	0	29,500	6,250	0	0

ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯等の金額。
 お子さんの家庭状況を総合的に勘案し、父母以外の者の課税額で階層認定すべきと判断される場合は、その者の課税額をもって階層認定する場合があります。

最年長のお子さん（特定教育・保育施設等の同時利用に関わらず、生計を同一にしているお子さん）から順に1人目は6,500円または4,500円、2人目以降については無料。

■ 2号認定（保育所等を利用している3歳児から5歳児クラスのお子さん）

3歳児から5歳児クラスのお子さん（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間）の保育料は無料ですが、副食費（公立保育園の場合4,500円）は保護者の負担となります。副食費が免除となる範囲は網掛けの部分です。

…副食費が免除となる範囲

国基準	入所児童の属する世帯の階層		保育料（月額） 単位：円					
	階層区分	定義	2号認定（3歳児から5歳児クラス）					
			保育短時間			保育標準時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
1	1	生活保護法世帯等	0	0	0	0	0	0
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	3	48,600円未満	0	0	0	0	0	0
4	4	48,600円以上 57,700円未満	0	0	0	0	0	0
		57,700円以上 64,000円未満	0	0	0	0	0	0
5	5	64,000円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0	0
		97,000円以上 132,000円未満	0	0	0	0	0	0
6	6	132,000円以上 169,000円未満	0	0	0	0	0	0
		169,000円以上 227,000円未満	0	0	0	0	0	0
7	7	227,000円以上 301,000円未満	0	0	0	0	0	0
		301,000円以上 397,000円未満	0	0	0	0	0	0
8	8	397,000円以上	0	0	0	0	0	0

多子カウントなし

多子カウント年齢制限有り
(小学校就学前)

ひとり親世帯等

国基準	入所児童の属する世帯の階層		保育料（月額） 単位：円					
	階層区分	定義	2号認定（3歳児から5歳児クラス）					
			保育短時間			保育標準時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	3	所得市町村民税 48,600円未満	0	0	0	0	0	0
4	4	48,600円以上 64,000円未満	0	0	0	0	0	0
		64,000円以上 77,100円以下	0	0	0	0	0	0

■ 1号認定(幼稚園等を利用しているお子さん)

国基準	入所児童の属する世帯の階層		保育料（月額） 単位：円		
	階層区分	定義	1人目	2人目	3人目以降
1	1	生活保護法世帯等	0	0	0
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0
3	3	77,100円以下	0	0	0
4	4	77,100円以上 211,200円以下	0	0	0
5	5	211,201円以上	0	0	0

多子カウントなし

多子カウント年齢制限有り
(小学生以下)